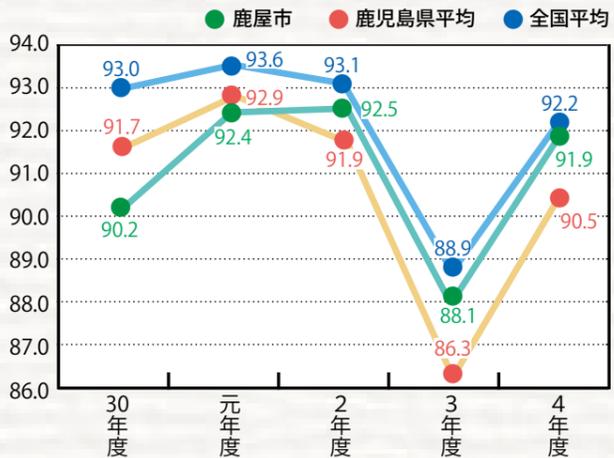


6 経常収支比率 91.9%

財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費・扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源等の額に占める割合です。比率が低いほど政策的・臨時的にお金を支出する余裕のある状態を示します。令和4年度の全国平均が92.2%、県平均が90.5%、本市は91.9%で前年度(88.1%)より後退しました。



8 健全化判断比率&資金不足比率

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした財政健全化法に基づき、「健全化判断比率」と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

令和4年度は、いずれも国の定める基準を下回っており、本市の財政は健全な状態にあるといえます。

◎健全化判断比率

指数項目	令和4年度	令和3年度	内容
実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	一般会計等の赤字の程度を示す比率
連結実質赤字比率	— (黒字)	— (黒字)	全ての会計の赤字の程度を示す比率
実質公債費比率	5.8%	5.8%	収入に対する公債費の占める割合を示す比率
将来負担比率	— (将来負担なし)	— (将来負担なし)	実質的な借金残高から将来財政への圧迫度を示す比率

◎資金不足比率

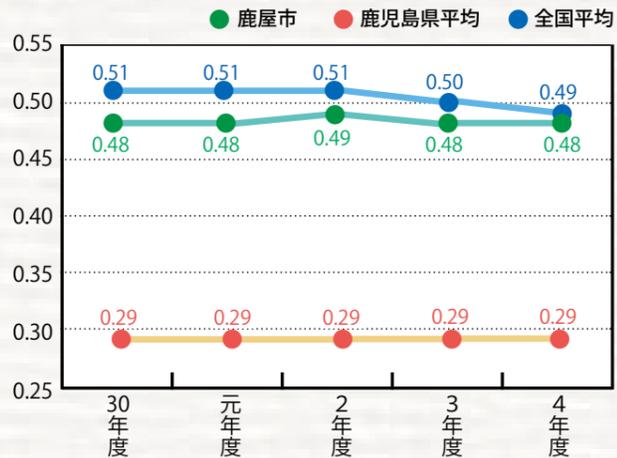
指数項目	令和4年度	令和3年度	内容
資金不足比率	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

5 財政力指数 0.48%

地方公共団体の財政力を判断する指標で、「基本的な財政運営を行うための経費」を「市税などの独自の収入」でどれだけ賄えているかを示す数字です。

一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

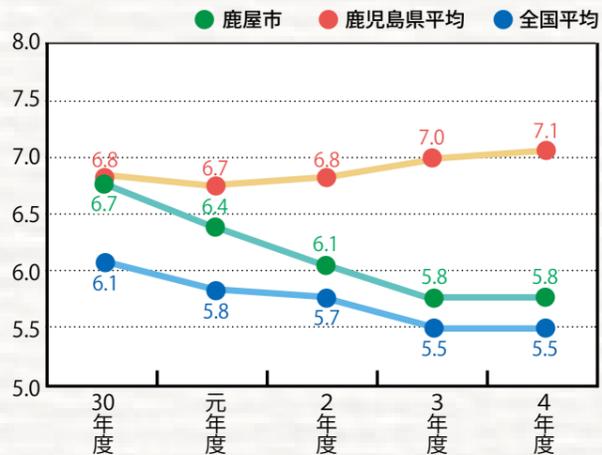
令和4年度の全国平均が0.49%、県平均が0.29%、本市は0.48%で全国平均とほぼ同じ財政力です。



7 実質公債費比率 5.8%

借入金の返済額等の大きさから、資金繰りの危険度を図る指標です。家計に例えると、年収に対する借金返済額の割合で、数値が低いほど財政状況は健全であるといえます。

令和4年度の全国平均が5.5%、県平均が7.1%、本市は5.8%で、前年度(5.8%)と同じ実質公債費比率になります。



3 特別会計と企業会計

市の会計には、一般会計とは別に特定の収入で特定の支出を賄う「特別会計」と「企業会計」があります。

特別会計と企業会計は、事業の収支を明確にするため、それぞれの会計で決算が行われており、本市では右表の事業が該当します。

◎特別会計及び企業会計の決算

会計名	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
国民健康保険事業	119億7,504万円	114億6,414万円	5億1,090万円
後期高齢者医療	14億7,315万円	14億6,218万円	1,097万円
介護保険事業	119億8,936万円	114億8,948万円	4億9,988万円

会計名	歳入	歳出	
水道事業	収益的	18億2,187万円	15億5,704万円
	資本的	3,319万円	9億569万円
下水道事業	収益的	9億1,578万円	8億1,347万円
	資本的	3億3,434万円	6億5,625万円

4 補助金の状況

令和4年度一般会計における補助金の歳出決算額は33億141万円で、次の事業等に支出されています。

区分	金額	内訳
議会費	314万円	政務活動費
総務費	1億2,540万円	総合交通対策事業(9,611万円)、町内会経費(831万円)など
民生費	4億9,385万円	地域子ども・子育て支援事業(1億1,240万円)、保育士等処遇改善臨時特例事業(8,703万円)など
衛生費	3億8,685万円	水道事業会計補助金(2億464万円)、小型合併処理浄化槽設置整備事業(1億1,172万円)など
労働費	4,659万円	シルバー人材センター補助事業(2,201万円)、勤労者サービスセンター事業(1,300万円)など
農林水産業費	13億3,010万円	水産業競争力強化緊急施設整備事業(5億1,062万円)、畜産クラスター事業(2億5,850万円)など
商工費	2億7,777万円	中小企業等経営維持支援事業(9,975万円)、中小企業等経営効率化支援事業(6,075万円)など
土木費	6億890万円	下水道事業会計補助金(5億4,778万円)、支え愛ファミリー住宅改修応援事業(4,821万円)など
消防費	34万円	災害につよいまちづくり事業(34万円)
教育費	2,847万円	競技スポーツ推進事業(972万円)、地域文化推進事業(329万円)など

地方消費税交付金(社会保障財源化分)及び目的税の使われ方

■地方消費税交付金増収分の使われ方

平成26年4月及び令和元年10月に消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は、その使い道を明確化し、社会保障に要する経費に充てるものとされています。令和4年度の地方消費税交付金のうち引き上げ分は、子ども医療費助成や幼稚園・保育所等給付費など子育て支援に関する事業の財源の一部として活用しています。



■都市計画税の使われ方

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。主に過去に実施した公共下水道整備事業や中心市街地再開発事業等に係る市債の償還金のほか、現在実施中の都市計画事業の財源の一部として活用しています。

都市計画税
令和4年度 4億6,062万円

■入湯税の使われ方

入湯税は、鉱泉源の保護のための施設整備や観光振興の費用に充てるための目的税で、温泉(鉱泉浴場)の入湯客に負担していただくものです。

入湯税
令和4年度 11万円